

三重県と伊勢赤十字病院及び皇學館大学とのEPA（経済連携協定）に基づく 外国人看護師候補者への支援に関する連携協定書

三重県（以下、「甲」という。）と伊勢赤十字病院（以下、「乙」という。）及び皇學館大学（以下、「丙」という。）は、EPA（経済連携協定）に基づく外国人看護師候補者への支援について連携を図るために、次のとおり協定を締結する。

（連携項目）

第1条 本協定による連携項目は、次のとおりとする。

- (1) 外国人看護師候補者の日本語教育に関すること
- (2) 外国人看護師候補者の乙における就労研修に関すること
- (3) 外国人看護師候補者の看護師国家資格取得に向けた支援に関すること
- (4) 外国人看護師候補者受入施設（乙）の研修体制整備に関すること
- (5) その他前各号の目的を達成するために必要と認められること

（連携窓口）

第2条 本協定の目的が効果的に達成されるよう、相互に連携窓口を設け、必要な協議を行うものとする。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の3ヶ月前までに、甲、乙及び丙いずれからも協定の改廃の申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第4条 本協定書に定めのない事項については、三者が別途協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書を3通作成し、甲、乙及び丙ともに署名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成26年8月25日

甲

三重県津市広明町13番地

三重県

知事

鈴木 政敬



乙

三重県伊勢市船江1丁目471番2

伊勢赤十字病院

院長

木村



丙

三重県伊勢市神田久志本町1704番地

皇學館大学

学長

清水 淳

